

Q1

誰でも利用することができますか？

利用登録をされた方は誰でもご利用いただけます。(ただし、車いすでのご利用はできません。)

利用登録は随時受け付けていますので、不明な点があれば(有)サービスタクシーまたは気高町総合支所、鹿野町総合支所(産業建設課)までお問い合わせください。

Q2

車はどこまで迎えに来ますか？

基本的にはご自宅までお迎えに行きますが、積雪時や周辺の道路事情によってはご自宅の近くまでしか行けない場合があります。

Q3

何時頃、自宅に迎えに来てもらえますか？

予約されている人数によって自宅への到着時間が変わります。おおよその時間はご予約の際に、運行事業者からお伝えします。

Q4

目的地には何時頃に到着しますか？

目的地に直行する一般のタクシーとは異なり、複数の方との乗り合いになります。時間には余裕を持ってご利用ください。

Q5

タクシーのようにいつでもどこでも行けますか？

原則として複数のお客様と1台に乗り合わせて運行するため、タクシーのように好きな時刻にお迎えに行くことができない場合があります。また、鳥取駅等の運行区域外に行くことはできません。

Q6

事前に予約をしましたが、当日、変更できますか？  
病院の帰りに利用したいのですが、診察が長引いたり薬の受け取り時間が読めない場合、どうすればよいでしょうか？

変更の場合は、必ず乗車予定の1時間前までに(有)サービスタクシーへご連絡ください。例えば、早めに診察が終わり当初の予定よりも早く帰りたい場合、乗車予定の1時間前までであれば変更可能です。ただし、予約状況によってはお待ちいただく場合や、変更が難しい場合もあります。

Q7

月の途中から利用する場合の定額料金はようになりますか？

月の途中から利用いただく場合でも、その月の運賃として3,700円(世帯内で2人目以降は1,000円)をお支払いいただきます。なるべく月初め、または利用する前月にお支払いいただくことをおすすめします。

注) 体調がすぐれない方や発熱等の症状がある際は、ご利用をお控えください。

利用してみませんか！



きらり号は、1台の車を上手に使うって気高町・鹿野町内を自由に移動できる新しい乗合交通です。(利用方法は中面をご確認ください)

運行区域

特徴  
1

バスよりも自由に移動！  
5月8日(月)から区域拡大！

気高町・鹿野町の全域

ご自宅からご希望の目的地までお届けします！  
(気高町・鹿野町外は運行しません)

運行日

月～金(9:00～16:00)

※土日祝日及び12/30～1/4は運休  
※12:30～13:00の30分は運転者の休憩のため受付を休止します

運賃

特徴  
2

タクシーよりも安価！！

定額  
料金

世帯内で1人目の利用

おひとり 3,700円/月

世帯内で2人目以降の利用

おひとり 1,000円/月

※毎月1日から月末まで有効  
※運賃は運転手にお支払いください  
※なるべく月初めか前月でのお支払いをおすすめします

片道  
乗車券

おひとり 1,000円/回

※1乗車分からお購入いただけます  
有効期限は令和5年9月30日(土)まで

特徴  
3

定額料金だけでなく  
1回(片道)のご利用分  
から乗車券をお購入いただけます！

ご予約

(変更・取消)は  
こちらまで！

(有)サービスタクシー

受付時間 7:00～17:00(土日祝日除く)

TEL: 0857-30-4303

「きらり号」は一般のタクシーとは異なります！

- ご自宅の場所などを把握するため 事前の利用登録をお願いしています。
- 1台の車を上手に活用して目的地まで運行しています。他の方の先のご予約や定員によってはご希望どおりに運行できない場合もありますので予めご了承ください。
- 道路事情によっては行けない場所や安全上停車できない場所もあります。
- 予約締切は1時間前です。ルールを守ってご利用ください。

利用登録は気高町・鹿野町の各支所でも受付しています。

気高町総合支所産業建設課

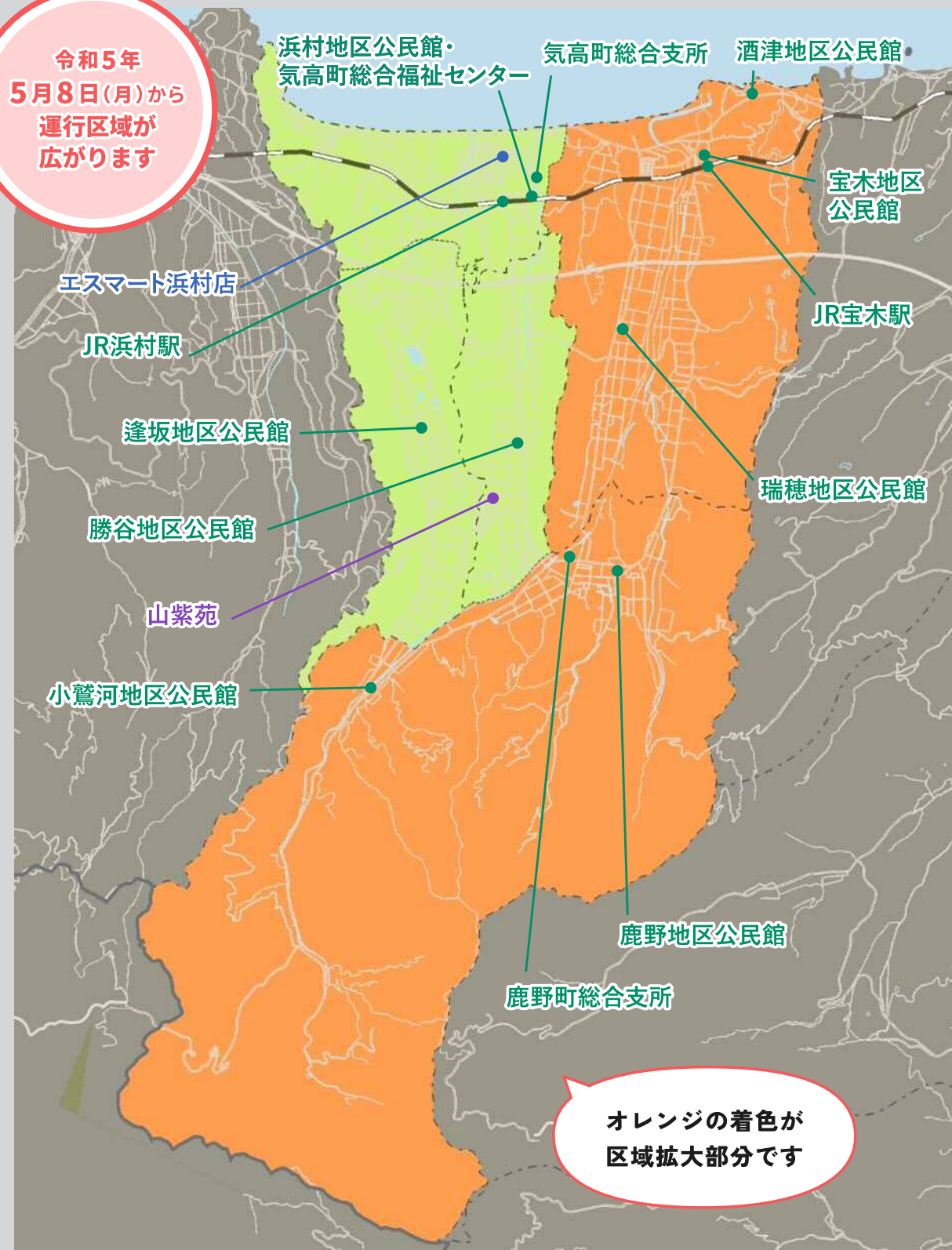
30-8676

鹿野町総合支所産業建設課

30-8686

## よくご利用いただく目的地

令和5年  
5月8日(月)から  
運行区域が  
広がります



## ご利用の方法 (例)

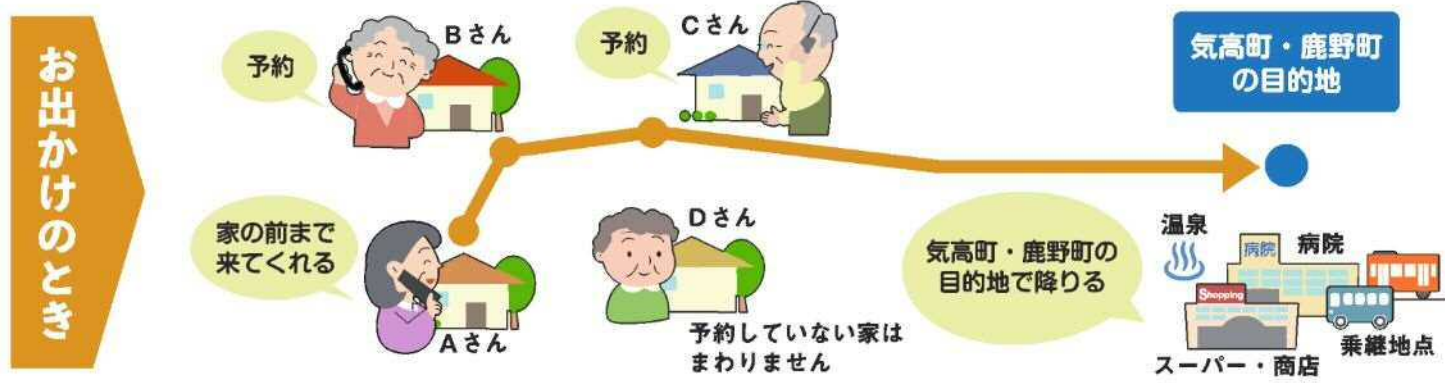
自宅

送迎など家族の都合を気にせず  
買い物や通院をしたい!

地域の集まりや  
行事に参加したい!

友達と一緒に  
温泉へ行きたい!

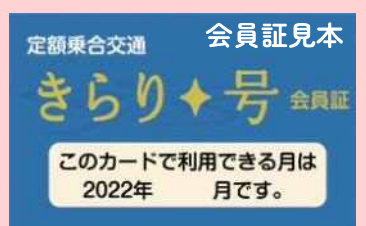
### こんなときは「きらり号」をお使いください



## 予約の方法



## きらり号をご利用いただくと次の特典が受けられます!



- エスマート浜村店で税込2,000円以上のお買い物の際、50ポイントを進呈!
- 山紫苑の日帰り入浴の料金が100円引き!

鳥取市気高町鹿野町地域生活交通協議会委員名簿

	団体名	団体の役職	氏名
1	気高町自治連合会	会長	地原 伸
2	宝木地区まちづくり協議会	副会長	原 克栄
3	きらり☆浜村地区まちづくり協議会	副会長	鈴木 敏
4	瑞穂地区まちづくり協議会	会長	塩田 則夫
5	逢坂地区まちづくり協議会	会長	原田 信章
6	酒津地区まちづくり協議会	副会長	港 弘子
7	気高地域振興会議	代表	松井 千晶
8	鹿野町自治連合会	副会長	高田 守
9	鹿野地区まちづくり協議会	幹事	谷口 一真
10	勝谷地区まちづくり協議会	副会長	山田 薫
11	小鷲河地区まちづくり協議会	会長	田中 義宏
12	鳥取西商工会	理事	井上 清
13	鹿野地域振興会議	委員	田中 文子
14	鳥取市鹿野町総合支所	支所長	岡本 幸子
15	鳥取市気高町総合支所	支所長	中原 登

## 鳥取市気高町・鹿野町地域生活交通協議会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鳥取市気高町・鹿野町地域の今後の生活交通のあり方について必要な検討を行う鳥取市気高町・鹿野町地域生活交通協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について協議・検討するものとする。

- (1) 鳥取市気高町・鹿野町地域の生活交通に必要な整備に関すること
- (2) 鳥取市気高町・鹿野町地域の生活交通の利用促進に関すること
- (3) その他鳥取市気高町・鹿野町地域の生活交通の円滑な運営に関する必要な事項

### (組織)

第3条 協議会の委員17人以内で組織し、別表に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に委員長及び副委員長1人を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員のうちから協議会で互選する。
- 4 協議会は、必要と認められるときは委員以外の者の意見を求めることができる。

### (会議)

第4条 協議会は委員長が招集する。

- 2 協議会は委員長が招集し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員に事故があるときは、代理を出席させることができる。
- 5 委員の議事は、委員長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 6 必要に応じて気高町・鹿野町と別々に会議を開催することができる。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げないものとする。

### (事務局)

第6条 事務局を鳥取市気高町・鹿野町総合支所産業建設課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。